

(改正後全文)

福島県総合評価方式実施要領

(平成 19 年 3 月 30 日総務部長依命通達、令和 4 年 3 月 25 日最終改正)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「規則」という。）第 296 条第 2 項の規定に基づき、福島県が発注する建設工事において総合評価方式を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利な申し込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 この要領において、「対象工事」とは、県が発注する一般競争入札又は条件付一般競争入札に付す工事のうち、総合評価方式により行う工事をいう。

3 この要領において、「工事執行権者」とは、対象工事を所掌する本庁の課長又は公所長をいう。

4 この要領において、「入札執行権者」とは、対象工事の入札事務を所掌する本庁の課長又は公所長をいう。

(対象工事の選定)

第 3 条 契約権者は、一般競争入札又は条件付一般競争入札に付す工事の中から対象工事を選定し、当該工事の難易度、規模等に応じて次のいずれかの類型で実施するものとする。

(1) 標準型

技術的工夫の余地が大きい工事で、安全対策、交通・環境への影響の軽減及び工期の短縮等の施工上の提案及び簡易型の評価項目による評価と入札価格とを総合的に評価するもの。

(2) 簡易型

技術的工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するもの。

(3) 特別簡易型

技術的工夫の余地が小さい一般的な工事において、同種・類似工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するもの。

(4) 地域密着型

技術的工夫の余地が小さい比較的小規模な工事において、同種・類似工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するもので、地域貢献の評価に重点を置いたもの。

(5) 復旧型

災害査定を受けて発注する復旧工事で、工事实績と地域貢献の評価及び入札価格

を総合的に評価するもの。

(学識経験者の意見聴取等)

第4条 契約権者は、落札者決定基準を定めようとするときには、2人以上の学識経験を有する者の意見をあらかじめ聴かなければならない。なお、この場合、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 契約権者は、前項の聴取の結果、学識経験者から意見（異議のない旨を除く。）が出された場合、その結果について学識経験者意見聴取書（様式第5号）により入札参加条件等審査委員会（一般競争入札に付す工事の場合は福島県一般競争入札実施要領（平成6年11月24日付け6財第624号総務部長依命通達）第8条第1項に規定する一般競争入札参加資格審査委員会、条件付一般競争入札に付す工事の場合は、工事執行権者が本庁の課長であるときは工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱（平成19年3月30日付け18財第6403号総務部長依命通達。以下「資格設定要綱」という。）第3条で定める本庁入札参加条件等審査委員会、工事執行権者が公所長であるときは資格設定要綱第7条で定める地方入札参加条件等審査委員会。以下同じ。）に報告し、その取扱いについて諮るものとする。

3 本条において契約権者が知事の場合は、工事執行権者が意見聴取の事務を行うものとする。

(入札公告等)

第5条 工事執行権者は、入札公告及び入札説明書において、総合評価方式の対象工事であること、総合評価に関する評価項目及び評価基準、総合評価の方式並びに落札者の決定方法を明示するものとする。

(技術提案の募集)

第6条 工事執行権者は、標準型で総合評価を行う場合には、図面及び仕様書等に示した施工方法（以下「発注提示案」という。）と異なる施工方法等の提案（以下「技術提案」という。）を募集するものとする。

(技術提案書の提出)

第7条 入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は条件付一般競争入札の入札書及び見積内訳書の提出の際に、技術提案書（様式第1号）に企業の技術力等の技術資料を添えて提出するものとする。

2 入札参加希望者は、標準型において技術提案書を提出する場合には、技術提案に基づく技術審査書を併せて提出するものとする。

3 入札参加希望者は、簡易型の場合又は標準型で技術提案を提出しない場合には、発注提示案に基づく技術審査書を提出するものとする。

4 技術提案書は、条件付一般競争入札の場合にあつては、福島県条件付一般競争入札実施要領第11条に規定する入札書等の郵便における外封筒に入れ、公告に示す提出先に郵送するものとする。

5 技術提案書等の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、技術提案書等の

返却は行わないものとする。

- 6 提出後における技術提案書等の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。  
(技術提案書の審査の内申)

第8条 入札執行権者は、技術提案書等が提出された場合は、速やかに工事執行権者に送付するものとする。

- 2 工事執行権者は、技術提案書の内容を確認し、総合評価方式評価結果(様式第2号)に技術提案の採否及び評価点を記入するものとする。
- 3 工事執行権者は、総合評価方式技術審査内申書(様式第3の1号)に次の書類を付して、工事執行権者が本庁の課長であるときは入札監理課長に、工事執行権者が公所長であるときは当該公所の所在地を所管する地方振興局出納室長(県北地方にあっては出納局入札用度課長。以下「出納室長」という。)に内申するものとする。
  - (1) 総合評価方式評価結果(様式第2号)
  - (2) 施工計画の適切性に対する評価(技術提案書)の採点表  
簡易型及び標準型の場合は、様式第12号
  - (3) 技術提案の採点表(標準型の場合のみ) 様式第14号
  - (4) その他必要と認める書類  
(技術提案書の審査)

第8条の2 入札監理課長又は出納室長は、前条に基づく内申を受けたときは、技術提案書の評価結果について技術審査会の審査に付するものとする。

- 2 次のいずれかに該当する場合、前項の規定にかかわらず、技術審査会の審査を省略することができる。ただし、入札執行権者又は工事執行権者が必要と認める場合は、この限りではない。
  - (1) 特別簡易型、地域密着型及び復旧型の場合
  - (2) 標準型又は簡易型で、応札者が1者かつその者が提案する施工計画の適切性及び技術提案の内容を工事執行権者が適切と判断する場合
- 3 入札監理課長又は出納室長は、前項の規定に基づき審査を省略する場合にあっては、内容の確認を行うものとする。
- 4 技術審査会は、入札方式ごとに次の審査機関を充てるものとする。
  - (1) 一般競争入札に付す工事の場合  
福島県一般競争入札実施要領第7条第1項に規定する施工計画技術審査会
  - (2) 条件付一般競争入札に付す工事の場合  
入札参加条件等審査委員会会長があらかじめ指名した委員で構成する総合評価技術審査会
- 5 第1項の審査に当たって必要があると認めるときは、工事執行権者及び技術審査会は、入札参加希望者から説明を求めることができるものとする。
- 6 入札監理課長又は出納室長は、工事執行権者に第1項の審査結果(第3項の確認結果を含む。)を総合評価方式技術審査結果通知書(様式第3の2号)に総合評価方式評価結果(様式第2号)を付して送付するものとする。  
(総合評価の方法)

第9条 総合評価の方法は、入札参加希望者が提案した技術提案の各評価項目を点数化し

た得点の合計(以下「加算点」という。)に、標準点である 100 点を加えた点数を当該入札者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

- 2 評価項目及び評価値算出価格は、総合評価方式の類型及び工事の目的・内容により必要とされる技術的要件等に応じて設定するものとする。
- 3 加算点の上限は、87.5 点までの範囲で設定する。

(落札者の決定)

第 10 条 落札者は、次の各要件に該当する者のうち、前条第 1 項の規定によって得られた評価値が最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 標準型の場合には、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件(発注提示案)をすべて満たしていること。

- 2 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を定める。

(評価内容の担保)

第 11 条 落札者決定に反映された技術提案に基づく履行ができなかった場合において、再度施工が困難又は合理的でない場合は、落札者に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、入札参加資格制限措置又は工事成績評点の減点を行うことができる。

- 2 前項の内容は、入札説明書等に記載するものとする。

(提案内容の取扱い)

第 12 条 工事執行権者は、提案の内容を公表しないものとする。ただし、落札者となった者の提案について、採用した理由の説明を求められた場合には、提案者の知的財産に関する部分を除き、他者に比べ優位な点を公表することができるものとする。

- 2 工事執行権者は、提案者の了承を得ることなく技術提案の一部のみを採用することはできないものとする。ただし、標準的な施工方法についてはこの限りではない。

(評価結果等の公表)

第 13 条 工事執行権者は、技術提案の評価結果について、「工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表等に関する取扱要領について」(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7795 号総務部長依命通達)による契約締結後に行う公表に併せて、総合評価方式評価結果(様式第 2 号)、施工計画の適切性に対する評価結果(様式第 2 号附表)及び総合評価方式入札結果(様式第 4 号)により公表するものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約にあつては、仮契約締結後に様式第 2 号、様式第 2 号附表及び様式第 4 号を公表するものとする。

- 2 入札参加者は、疑義申立てを判断する場合等においては、「工事等の積算内容等に対する疑義申立てに関する試行要領」(平成 25 年 3 月 28 日付け 24 財第 2935 号総務部長依命通達)第 3 条の規定に基づき、契約締結前であっても評価結果等を請求できるものとする。

(落札者となれなかった者に対する理由の説明)

第 14 条 落札者となれなかった者は、入札執行権者に対し、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定により説明を求められた入札執行権者は、書面により回答を行うとともに、

その内容について、工事執行権者に報告するものとする。なお、回答書面に再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

3 報告を受けた工事執行権者は、主務課長及び主管課長を経由して入札監理課長に報告するものとする。

4 第2項に規定する回答に不服がある者は、再苦情の申立てをすることができる。なお、再苦情の申立ての手続は、福島県入札及び契約の手続等に関する再苦情処理要領（平成16年3月5日付け15財第182号総務部長依命通達）の規定によるものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日以後に起工する建設工事について適用する。  
（復興工事等における特例措置）

2 復興工事等における入札手続の迅速化のための特例措置として定めた総合評価方式（復興型）の取扱いについては、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年11月1日から施行する。

2 第5条の規定に基づく評価項目及び評価基準、様式第1号、様式第2号並びに様式第4号については、平成21年11月9日以降に入札公告を行うものから適用し、同日前に入札公告を行ったものは、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。ただし、同日前に入札公告を行ったものは、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年5月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。